

J-PARC 中性子実験サーバー・ネットワークの更新および
維持管理に関する労働者派遣契約

仕様書

1. 目的

本仕様書は、J-PARC 中性子実験サーバー・ネットワークの更新作業と維持管理作業の業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

(1) J-PARC 中性子実験サーバー・ネットワークの更新作業

以下の機器・装置に係る更新・高度化作業（ネットワーク機器に係る専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務）

① J-PARC 中性子実験サーバー・ネットワークの使用状況監視作業

更新作業を進める上で現状のネットワーク・サーバーの負荷、ポート利用状況など、ネットワーク・サーバーの使用状態を正確に監視し、長期動作検証する。サーバー・ネットワークは、中性子実験データを取得する物質生命科学実験施設実験ホールとサーバーのある J-PARC 研究棟および AQBRC にわたるものであり、全体として整合性が要求されるもので、全体の知識・理解も業務上必要とされる。

② J-PARC 中性子実験サーバー・ネットワークの更新作業

サーバー・ネットワーク使用状態に適したサーバー・ネットワークの更新作業を行う。大規模作業は外注するものの、内容を詳細に把握し、受注業者に対して的確な指示が出せること。

③ J-PARC 中性子実験サーバー・ネットワークの構成変更作業

大規模作業は外注するものの、内容を詳細に把握し、受注業者に対して的確な指示が出せること。

④ J-PARC 中性子実験サーバー・ネットワークの機器設定変更作業

大規模作業は外注するものの、内容を詳細に把握し、受注業者に対して的確な指示が出せること。

⑤ ネットワークの更新に伴う資料作成

⑥ その他、上記に係わる機構職員等との調整により決定した業務

※作業等留意条件

(a) 上記作業を行うにあたっては、休日に設定された停電日に作業の実施が必要な場合があり、休日勤務を要する場合がある。

(b) 上記作業を行うにあたって、業務上必要な出張を命じる場合がある。

(2) J-PARC 中性子実験サーバー・ネットワークの維持管理作業

以下の機器・装置に係る維持管理業務（サーバー・ネットワーク機器に係る専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務）

① J-PARC 中性子実験サーバー・ネットワーク及びそれを構成する機器類の維持管理作業

※既存の監視アプリケーション等によりネットワーク使用状態を的確に把握し業務を進めること。

② J-PARC 中性子実験サーバー・ネットワーク及びそれを構成する機器類の保守点検作業

※大規模作業は外注するものの、内容を詳細に把握し、受注業者に対して的確な指示が出せること。

③ J-PARC 中性子実験サーバー・ネットワーク機器の操作マニュアル等の作成作業

④ 装置や機器類、施設等の管理・点検作業および資料作成

⑤ その他、上記に係る機構職員等との調整により決定した業務

(3) J-PARC 中性子実験サーバー・ネットワークシステムの高度化業務

以下の機器・装置に係る維持管理業務（サーバー・ネットワーク機器に係る専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務）

① 中性子実験サーバー・ネットワークシステムの高度化補助作業

高度化したシステムの運用を効率的にすすめるため、関係者との協議・承認の過程を経たうえで、運用のための作業を具現化・定型化すること。

② 高度化に伴う資料作成作業

③ その他、上記に係る機構職員等との調整により決定した業務。

(4) J-PARC 中性子実験装置運転に係わる業務

時間外に緊急時の場合（東海村で震度4以上の地震発生等）で連絡があった場合は、現場に出動し、点検を行う。

(5) アウトリーチ業務

J-PARC を広く知ってもらうための業務

① 一般見学者等の来客対応

② 施設公開への対応

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 技術的要件

- ・ 上記業務に必要なサーバー・ネットワークの管理・運用業務の実務経験等を有すること。
- ・ 上記業務に必要なLinux系OSサーバーの構築・利用に関する実務経験等を有すること。
- ・ 上記業務に必要なShellスクリプト、コマンド(できればpython)を用いた実務経験等を有すること。

(2) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ① J-PARC 中性子実験サーバー・ネットワークシステムの更新を行うにあたっては、サーバー・ネットワーク使用状態を適切に把握するための知見が必要である。また、最適なネットワークの更新を行うために、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できること。
- ② J-PARC 制御ネットワークシステムの高度化を行うにあたっては、制御ネットワークに求められる特殊性に関する知見が必要であり、これらを遂行するためには、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できること。

(3) 派遣労働者の条件

- ・ 派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

4. 組織単位

日本原子力研究開発機構 J-PARC センター

物質・生命科学ディビジョン 共通技術開発セクション

5. 就業場所

(住所) 茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

日本原子力研究開発機構 J-PARC センター

物質・生命科学ディビジョン 共通技術開発セクション

TEL : 029-284-3703

その他、指揮命令者と事前に協議して定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 J-PARC センター 物質・生命科学ディビジョン
共通技術開発セクションリーダー

TEL : 029-284-3703/3196

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 9時から 17時30分まで

(2) 休憩時間 12時から 13時まで

ただし、当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

なお、就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

原子力科学研究所 プロモーション・オフィス 次長 兼 原子力科学研究所 人材開発部

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証(写)（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

当機構の業務の都合により国内出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。

以 上